

国海環第53号  
令和5年6月30日

関係者各位

国土交通省 海事局長  
(公印省略)

原動機の放出量確認等業務要領の一部改正について

標記について、原動機の放出量確認等業務要領の一部を別添のとおり改正すること  
といたしましたので、ご了解頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

## 原動機の放出量確認等業務要領の一部改正について

### 1. 改正の背景

船舶から放出される窒素酸化物（NOx）を削減するため、海洋汚染防止条約附属書 VI 第 13 規則により、船舶で使用する原動機からの NOx 放出量が規制されており、当該規制に適合するように、原動機の NOx 放出量確認の試験、検査及び認証に関する要件については NOx テクニカルコードにおいて定められている。

また、シリーズで製造される原動機であって、共通の基本特性を有するものは、全ての原動機の中で NOx 放出量が最も多い原動機（以下「代表原動機」という。）を選定し、当該原動機に対して放出量確認の試験を行うことで、代表原動機以外の原動機に対する放出量確認を省略し、シリーズ全体の原動機が NOx の放出基準に適合していると認めており、これを原動機の放出量確認等業務要領（平成 22 年 6 月 28 日付け国海安第 57 号）に取り入れている。

令和 4 年 6 月に開催された国際海事機関の第 78 回海洋環境保護委員会において、SCR 装置（選択触媒還元装置）を使用する原動機の原動機製作者等から、当該原動機の NOx 放出量が代表原動機のものを超えないことが示された場合は、共通の特性に代えて、別の特性を基本特性として差し支えないこととする統一解釈が承認された。

### 2. 改正の概要

原動機の放出量確認等業務要領に統一解釈を取り入れる。

### 3. 施行日

令和 5 年 6 月 30 日

○原動機の放出量確認等業務要領の一部改正

(改正箇所は棒線)

改正後	現 行	備 考
<p>附属書〔1〕 原動機の放出量確認等 別紙2 シリーズで製造される原動機の審査 1.・2. (略) 3. 原動機ファミリー 3.1 (略) 3.2 原動機ファミリーの選択指針 以下の基本特性は、原動機ファミリーに属する全ての原動機に共通しなければならない。また、パラメータの相互作用があり得る場合、類似した排気放出特性を持つ原動機のみが原動機ファミリーの中に含まれることを確実にするために、それらの影響も考慮に入れなければならない。(例えば、シリンダの数は使用されている給気システム又は燃料システムによって、関連性のあるパラメータとなる場合があるが、その他の設計の原動機では排気放出特性がシリンダの数又は配列に関係するとは限らない。) <u>なお、SCR 装置を使用する原動機の原動機製作者等から、当該原動機の NOx 放出量が代表原動機のものを超えないことが示された場合は、4)に代えて、SCR チャンバー又は触媒ブロックから得られるパラメータ (SV、触媒ブロックの形状、触媒の材料など) を基本特性として差し支えない。</u> 1)～11) (略) &lt;参考&gt; (略) 3.3・3.4 (略)</p>	<p>附属書〔1〕 原動機の放出量確認等 別紙2 シリーズで製造される原動機の審査 1.・2. (略) 3. 原動機ファミリー 3.1 (略) 3.2 原動機ファミリーの選択指針 以下の基本特性は、原動機ファミリーに属する全ての原動機に共通しなければならない。また、パラメータの相互作用があり得る場合、類似した排気放出特性を持つ原動機のみが原動機ファミリーの中に含まれることを確実にするために、それらの影響も考慮に入れなければならない。(例えば、シリンダの数は使用されている給気システム又は燃料システムによって、関連性のあるパラメータとなる場合があるが、その他の設計の原動機では排気放出特性がシリンダの数又は配列に関係するとは限らない。) (新設) 1)～11) (略) &lt;参考&gt; (略) 3.3・3.4 (略)</p>	<p>統一解釈 MEPC. 1/Circ. 895/Rev. 1 の取入</p>

改正後	現 行	備 考
<p>4. 原動機グループ</p> <p>4.1 (略)</p> <p>4.2 原動機グループの選択指針</p> <p>原動機グループは、3.2に示す原動機ファミリーの基本特性に加えて、以下の基本特性がグループに属する全ての原動機に共通しなければならない。ただし、一点のみの相違であって、同一グループとして取り扱って差し支えないと管海官庁が判断する場合には認めて差し支えない。</p> <p><u>なお、SCR装置を使用する原動機の原動機製作者等から、当該原動機のNOx放出量が代表原動機のものを超えないことが示された場合は、以下の基本特性に代えて、SCRチャンバー又は触媒ブロックから得られるパラメータ(SV、触媒ブロックの形状、触媒の材料など)を基本特性として差し支えない。</u></p> <p>1)～6) (略)</p> <p>&lt;参考&gt; (略)</p> <p>4.3・4.4 (略)</p>	<p>4. 原動機グループ</p> <p>4.1 (略)</p> <p>4.2 原動機グループの選択指針</p> <p>原動機グループは、3.2に示す原動機ファミリーの基本特性に加えて、以下の基本特性がグループに属する全ての原動機に共通しなければならない。ただし、一点のみの相違であって、同一グループとして取り扱って差し支えないと管海官庁が判断する場合には認めて差し支えない。</p> <p>(新設)</p> <p>1)～6) (略)</p> <p>&lt;参考&gt; (略)</p> <p>4.3・4.4 (略)</p>	<p>統一解釈</p> <p>MEPC.1/Circ.895/Rev.1 の取入</p>